

令和6年度 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業
（宇都宮市版こども誰でも通園プレ事業） 募集要項

1 趣旨

この要項は、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（宇都宮市版こども誰でも通園プレ事業）を実施する事業者を選定するにあたり、事業を効果的かつ適正な実施を行う観点から、実施事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、企画提案の実施に必要な事項を定めるものである。

2 事業名称

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業
（宇都宮市版こども誰でも通園プレ事業）

3 実施期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日

※ 準備期間として令和6年6月1日から1ヶ月程度を想定し、児童、保護者の利用開始は令和6年7月1日からとする。

4 実施場所

本市内に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設、地域子育て支援拠点事業施設（子育てサロン）のいずれかの施設

5 実施内容

(1) 児童の預かり

① 対象児童

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童（認可外保育施設に通っている児童は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている児童は対象外とする）。

② 利用方法・実施方法

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、利用方法を選択して提案して差しつかえない。また、実施方法についても一般型（在園児合同・専用室独立実施）、余裕活動型から選択して提案して差し支えない。

ア 利用開始決定前に、市が対象児童の確認を行う。

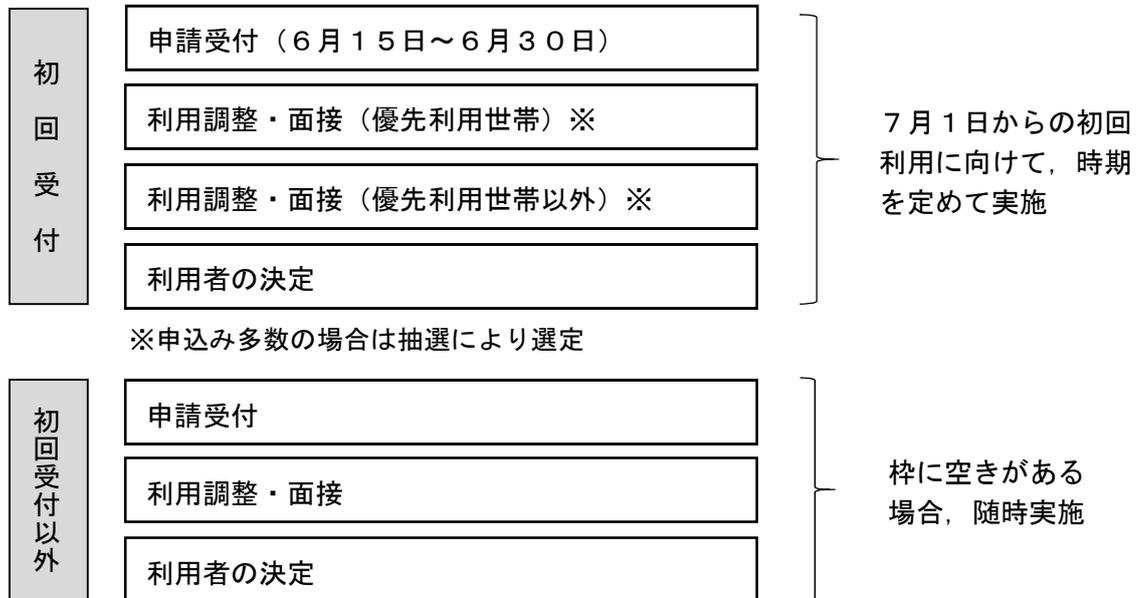
イ 対象となる児童の通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する（「月10時間」を超える利用意向があった場合は、一時預かり保育等を紹介するなどして、受け皿の確保に努めるとともに、本事業の利用者が一時預かり保育等を利用した時間数を把握し、市に報告すること）。

ウ 親子通園については、任意により実施するものとするが、実施する場合に

あつては、親子通園が長期間続く状態とならないようにすることや、利用条件とならないよう留意すること。

エ 利用調整にあたっては、各申請者が公平・公正に利用機会を得られる方法となるよう留意した上、提案すること。ただし支援を要する家庭（ひとり親家庭、生活保護世帯等）が円滑利用できるよう配慮を行うこと。

(利用調整の例)



オ 利用者の決定にあたり、事業者は面接の段階で利用を拒むことができないものとする。ただし、児童が医療的ケアを要する場合や、集団保育が著しく困難な場合であつて、児童の安全な預かりを行う上で支障があると判断される場合は、この限りではない。

③ 実施基準

ア 設備基準及び保育の内容

- ・ 利用児童数が利用定員総数に満たない、保育所，認定こども園，地域型保育事業所等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③に定める基準を遵守すること
- ・ 上記以外の保育所，認定こども園，地域型保育事業所，幼稚園，地域子育て支援拠点，児童発達支援センター等において実施する場合，「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）③に定める基準を遵守すること

イ 職員配置基準

- ・ 利用児童数が利用定員総数に満たない、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等において実施する場合は、「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）」4（4）③に定める基準を遵守すること。
- ・ 上記以外の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達センター等において実施する場合は、「一時預かり事業の実施について事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）」4（1）④に定める基準を遵守すること。

ウ 研修

保育士以外の保育従事者の配置は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者、又は子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者（ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間に修了した者）とすること。

エ 留意事項

- ・ 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号・29 初幼教第 11 号・子保発 1110 第 1 号・子子発 1110 第 1 号・子家発 1110 第 1 号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- ・ 利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ・ 給食等の提供については事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

④ 利用料

預かりの利用にあたり，1人1時間300円とし，利用料を徴収すること。
ただし，次に掲げる減免を行うこと。

世帯類型	減免率
生活保護世帯	100%
市民税非課税世帯	80%
市民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯	70%
その他減免を行うことが適当な世帯	50%

(2) 子育て相談

(1)に掲げる預かりを利用する世帯への相談支援は必ず実施するものとし，それ以外の未就学児を養育する世帯への相談支援については，任意により実施するものとする。

6 実施時間

週4日以上，1日7時間を目安とし，事業者の提案により設定すること。
ただし，月10時間利用をしやすい時間設定とすること。

7 事業費

事業に要する経費については，以下の基準により，補助を行うものとする。

(1) 対象経費

人件費，消耗品費，水道光熱費等，5に掲げる事業を実施するにあたり必要となる経費

(2) 補助額

(1)に掲げる対象経費から，5-(1)-④により利用者から徴した利用料を差し引いた額。ただし，補助上限額は以下のとおりとする。

児童一人1時間あたりの上限額	850 円
1事業者あたりの年間上限額	5,232,000 円

(3) 支払方法

選定後，令和6年6月を目途に補助の交付決定を行い，その後，年3回に分けて補助金の支払いを行い，最後の支払いにおいて精算を行うものとする。

(4) 施設改修費

5-(1)-③に係る設備基準を満たすために行う施設改修費については，補助対象とならないので留意すること。

※ 施設改修費に係る補助については年度毎に判断を行うものとする。

8 募集事業者数

1 事業者（市内 1 施設）

9 応募方法

応募を行う事業者については、以下のとおり応募書類の提出を行うものとする。

(1) 提出書類

様式番号	書類名
—	応募申込書
様式 1	事業計画書
様式 2	収支予算書
様式 3	余裕活用型一時預かりの場合の必要職員計算表

(2) 提出期間

令和 6 年 4 月 1 2 日（金）～令和 6 年 4 月 3 0 日（火）

(3) 提出時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

(4) 提出場所

宇都宮市子ども部保育課（市役所本庁舎 2 階 D 9 番窓口）

(5) 提出部数

2 部（正本 1 部・副本 1 部）

10 選定について

(1) 選定方法

応募書類を元に、庁内の選定委員会において、審査・選定を行うものとする。

(2) 審査基準

以下の項目について審査を行うものとする。

- ・ 実施体制・実績

従事職員の人数、実績、子育て支援事業の実績等

- ・ 実施方針

事業の実施背景や未就園児を養育する家庭に係る課題への理解

- ・ 実施内容（預かり）

定員・預かり時間等（職員の負担を考慮した上で、どれだけ利用しやすい時間設定となっているか、月 10 時間を超える部分の対応について十分に考慮されているか）

- ・ 実施内容（子育て支援）
支援の方法や範囲（預かりの利用世帯だけが対象か，その他も対象か）
- ・ 事業の周知方法
デジタルを活用するなど，効果的・効率的な手法が提案されているか等
- ・ 事業の実施場所
本事業は効果検証を目的とした試行的事業であることから，既に事業が実施されている**東部区域（別紙参照）以外の区域の施設を実施場所としている場合は，加点を行う**ものとする。

11 スケジュール

内 容	日 時
募集の開始	令和6年4月12日（水）
応募書類の提出期限	令和6年4月30日（火）
審査・選定	令和6年5月中旬
補助金の交付申請・交付決定	令和6年6月上旬
事業の実施準備，初回利用者の受付	令和6年6月上旬～
児童の預かりの開始	令和6年7月1日（月）～
補助金の概算払い（第1回）	令和6年10月上旬
補助金の概算払い（第2回）	令和7年1月上旬
実績報告・交付確定 補助金の精算，支払い	令和7年4月

12 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし，審査を行わないものとする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・ その他本要項の諸条件に違反した者

13 その他

- ・ 提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用，旅費など）は，全て提案者の負担とする。
- ・ その他，本要項に定めのない事項については，国において定める本事業の実施要綱に依るものとする。